

認定申請書の記載方法等

認定申請書の記載方法等

第一の二号様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）
（第一面）
認定申請書
（新築・増築・改築）

年月日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条（第4項）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年月日	年月日	
第号	第号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

- この様式において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
- 申請者（法第5条第4項に基づく申請にあっては、区分所有住宅分譲事業者、同条第5項に基づく申請にあっては区分所有住宅の管理者等）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。

認定申請書の記載方法 第一面

- ・ **新築／増築・改築の別**を記載
- ・ 長期法第5条の**何項の申請にあたるか**を記載

申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

第5条（**第4項**）
（**第5項**）の規定
及び添付図書に記載の事項

認定申請書の記載方法等

認定申請書の記載方法 第二面

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

(建築物に関する事項)

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
【2. 敷地面積】	1092.42	㎡
【3. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築	
【4. 建築面積】	406.60	㎡
【5. 床面積の合計】	2695.53	㎡
【6. 建て方】		
【住戸の数】	建築物全体	35
	認定申請対象住戸	35
【7. 建築物の高さ等】		
【最高の高さ】	24.05	
【最高の軒の高さ】	23.45	
【階数】	8 階 (地上)	(地下)
【8. 構造】	鉄筋コンクリート造	一部 造
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による	
【10. 確認の特例】	法第6条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
【11. 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式)若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	

【11. 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式)若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 無 有

(注意)

- 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【10. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
- 【11. 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
- この面は、建築確認等の制度の申請書の写しに必要な事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

認定申請書の記載方法等

認定申請書の記載方法 第二面

(第二面)
長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇		
【2. 敷地面積】	165.00	m ²	
【3. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築		
【4. 建築面積】	70.67	m ²	
【5. 床面積の合計】	122.23	m ²	
【6. 建て方】	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等		
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】	1階	65.92 m ²	2階 53.00 m ²
【共同住宅等の場合：住戸の数】	建築物全体		戸
	認定申請対象住戸		戸
【7. 建築物の高さ等】			
【最高の高さ】	7.95m		
【最高の軒の高さ】	6.54m		
【階数】 (地上)	2	階	
【8. 構造】	木造		
【9. 長期使用構造等に係る構造及び			
【10. 確認の特例】	法第6条第2項の規定による申出		
【11. 住宅の品質の確保の促進等に関する	住宅の品質確保の促進等に関する		
第4項の規定により、その住宅の構	認書(住宅の品質確保の促進等に関する		
条の4第1項第1号に規定する別添	らの写しの添付の有無 <input type="checkbox"/> 無		

建築基準法に基づく
延べ面積

【5. 床面積の合計】 122.23 m²

規模基準に則った
面積

【6. 建て方】 一戸建ての住宅 共同住宅等
【各階の床面積】 1階 65.92 m² 2階 53.00 m²
【住戸の数】 建築物全体 戸

認定申請対象住戸

戸

(注意)

- 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。
- 【10. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「」マークを入れてください。
- 【11. 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合には「有」に、添付しないで申請する場合には「無」に「」マークを入れてください。
- この面は、建築確認等の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

認定申請書の記載方法等

認定申請書の記載方法 第三面

(第三面)

〔申請に係る建築物の住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】	201, 202, 203, 204, 205, 301, 302, 303, 304, 305, 401, 402, 403, 404, 405, 501, 502, 503, 504, 505, 601, 602, 603, 604, 605, 701, 702, 703, 704, 705, 801, 802, 803, 804, 805
【2. 住戸の存する階】	2~8 階
【3. 専用部分の床面積】	73.16 m ²
【4. 当該住戸への経路】	
【共用階段】	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有
【共用廊下】	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有

(注意)

- 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- 【4. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。
- この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

3. この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

認定申請書の記載方法等

認定申請書の記載方法 第四面

(第四面：法第5条第4項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

販売後のマンション管理は、〇〇管理会社が管理組合から管理業務を受託する予定
●計画の期間 60年間、各部位毎の概ねの点検・修繕周期は以下の通り
・基礎、柱、梁、壁等 8年ごとに点検 ・屋根、開口部 8年ごとに点検
・給水及び排水 5年ごとに点検 を予定

3. 住宅の建築に係る資金計画

販売予定価格の合算 (35戸分) 17億5千万円 (戸当たり平均 5000万円)

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕 令和〇〇年〇〇月〇〇日

〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5. 区分所有住宅の管理者等の決定の予定時期 令和〇〇年〇〇月

(注意)

1. 3欄には、一棟の建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

認定申請書の記載方法等

認定通知書の様式変更

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番）

認定通知書
(新築 / 増築・改築)

認定番号 第 2022-123456 号
認定年月日 令和4年2月28日

(※) (確認番号 第 年 月 日 号)
(確認年月日 年 月 日)
(建築主事の氏名)

長期 太郎 殿

所管行政庁

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項の規定に基づき申請のあった長期優良住

宅建築等計画について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しに基づき通知します。

1. 申請年月日
令和4年2月22日
2. 申請者の住所
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
3. 認定に係る住宅の位置
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
4. 認定に係る住宅の構造
鉄筋コンクリート造

5. 法第5条第4項又は第5項に基づく申請にあつては、認定対象住戸番号
201, 202, 203, 204, 205, 301, 302, 303, 304, 305, 401, 402,
403, 404, 405, 501, 502, 503, 504, 505, 601, 602, 603, 604,
605, 701, 702, 703, 704, 705, 801, 802, 803, 804, 805

6. 工事種別

新築

(※)は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

5. 法第5条第4項又は第5項に基づく申請にあつては、認定対象住戸番号

201, 202, 203, 204, 205, 301, 302, 303, 304, 305, 401, 402,
403, 404, 405, 501, 502, 503, 504, 505, 601, 602, 603, 604,
605, 701, 702, 703, 704, 705, 801, 802, 803, 804, 805

認定申請書の記載方法等

法律

(認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更)

第8条 第6条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（**国土交通省令で定める軽微な変更を除く。**）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

認定申請書の記載方法等

施行規則 第7条に定める軽微な変更

- a) 住宅の建築の着工予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更であるもの
- b) 一戸建て住宅分譲事業者のみが申請した場合（法第5条3項に該当する場合）における認定計画にあっては、譲受人の決定の予定時期の6月以内の変更であるもの
- c) 区分所有住宅分譲事業者が申請した場合（法第5条4項に該当する場合）における認定計画にあっては、管理者等の決定の予定時期の6月以内の変更であるもの**
- d) 変更後の認定に係る建築等計画が認定基準に適合することが明らかでない変更。
- e) 上記d)において、建築確認審査の申し出を併せて行っている場合には、建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更であるもの。

認定申請書の記載方法等

法律 (計画の認定の取消し)

第14条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。

- 1 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。
- 2 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があったとき。
- 3 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として**国土交通省令で定める期間内に**認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る**区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。**

施行規則

(区分所有住宅の管理者等が選任されるまでの期間)

第17条 法第14条第1項第3号の国土交通省令で定める期間は、**当該工事が完了してから一年**とする。